

○北上市議会モニター設置規程

平成29年3月24日

議会告示第4号

(設置)

第1条 北上市議会基本条例（平成23年北上市条例第24号）第17条第1項の規定に基づき、北上市議会の活動について市民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進するため、北上市議会モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 モニターは、北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）に定める会議及び北上市議会委員会条例（平成3年北上市条例第175号）に定める委員会（以下「委員会」という。）の傍聴、北上市議会ホームページの閲覧、北上ケーブルテレビの議会中継の視聴、ユーチューブ岩手県北上市議会公式チャンネル内のコンテンツの視聴、きたかみ市議会だよりの閲読及び北上市議会基本条例に定める議会報告会への参加のうちから1つ以上のことをし、随時に文書若しくは電子メール又はモニター会議への出席により意見及び感想を述べるものとする。

（令3議会告示6・一部改正）

(定数)

第3条 モニターは、20人以内とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、増員することができる。

(任期)

第4条 モニターの任期は、委嘱された日から翌年の5月の末日までとし、再任を妨げないこととする。

(資格)

第5条 モニターは、北上市内に住所を有する満18歳以上の者で、北上市議会の運営に関心がある者とする。ただし、国若しくは地方公共団体の議員である者又は過去に国若しくは地方公共団体の議員であった者を除く。

(募集方法)

第6条 モニターの募集は、一般公募によるほか、議長が適当と認めた団体等に推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第7条 モニターは、前条に規定する者のうちから性別、年齢、居住地等に著しい偏りが生じないよう公平性に配慮し議長が委嘱する。

(提出された意見等の処理)

第8条 議長は、モニターから意見等が提出されたときは、必要に応じ委員会及び北上市議会会議規則に定める協議等の場に当該意見等を送付し、検討させるものとする。

2 前項の検討の結果は、原則として当該意見等を提出したモニターに通知するとともに、北上市議会ホームページ等により公表するものとする。

(解任)

第9条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該モニターを解任することができる。

- (1) 第5条に定める資格を失ったとき。
- (2) モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(報酬)

第10条 モニターの報酬は、支給しない。ただし、モニター会議出席時には、北上市証人等の実費弁償条例（平成3年北上市条例第34号）に準じて、車賃を支給することができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年議会告示第6号)

この告示は、令和3年5月27日から施行する。